

府民税利子割の納入申告について

1 納期限等について

- (1) 納入申告は、納期限（利子等の支払いをした日の属する月の翌月の10日（10日が土曜、日曜、祝日に当たる場合にはその先の直近の平日）までに金融機関等で行ってください。
- (2) 納入申告が期限後になる場合は、不申告加算金（原則として申告納入税額の5%）及び延滞金の対象となります。特に、不申告加算金は納入申告が1日遅れただけでも対象となりますので十分に御注意願います。

2 納入申告書の記入等の注意事項

- (1) 納入申告書は4部複写となっています。切り離さず、そのまま金融機関に提出してください。
- (2) 記入に際しては、納入申告書の裏面を御参照ください。
なお、第1片左側の「種類」の「02 銀行預金利子」とは、普通銀行、信託銀行等の預金利子を行い、信用金庫、信用組合、農業協同組合等の預貯金の利子は「03 銀行以外の金融機関の預貯金利子」となります。

3 営業所等別明細書について（金融機関のみ）

京都府内の2か所以上の営業所等分を、本店等から一括納入される場合には、「営業所等別明細書」（地方税法施行規則第12号の5様式）を添付してください。

4 「マル優・マル特・財形等の無効分（課税扱いとなった分）」の納入方法について （金融機関のみ）

- (1) 非課税貯蓄申告書が無効とされ、所得税（15.315%）とともに地方税（5%）の追加納入申告が必要となった場合は、定例月分とは別に納入申告書を作成してください。
- (2) この場合、納入申告書の中央上部の「令和 年 月分」の欄は空欄とし、左下の摘要欄に「マル優無効分〇〇年〇〇月分」等と明記してください。
- (3) 支払月が数か月にわたる場合には、「マル優（特）無効分月別明細書」を添付し、納入申告書は1枚の用紙に合計額で作成していただいても結構です。
- (4) 障害者等の少額公債の利子（マル特）は、平成28年1月1日以後は「配当割」において非課税となりますが、平成27年12月31日までの利子が非課税無効となった場合は、上記(1)～(3)のとおり「利子割」の納入申告を行ってください。

5 利子割に係る営業所等設置届書について

営業所等の新設や、名称、所在地、取扱金融商品等に変更が生じた場合には、届出が必要となりますので、「利子割に係る諸変更届」を提出してください。